
令和2年大和町議会9月定例会議会議録

令和2年9月15日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政策 課 長	千 葉 正 義 君	会計管理者 兼会計課長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後4時04分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

関係者の皆さんおそろいですから、再開してよろしいでしょうか。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番千坂博行君及び9番今野善行君を指名します。

日程第2「委員長報告（令和元年度各種会計決算の審査結果について）」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、委員長報告。

本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和元年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長馬場良勝君。

決算特別委員会委員長 (馬場良勝君)

報告いたします。

今定例会議において、去る9月7日、決算特別委員会に審査を付託されました令和元年度一般会計及び10の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員から多様な質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、決算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

日程第3「認定第1号 令和元年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第3、認定第1号 令和元年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。ただいま挙手をいただいた方で、賛成討論、反対討論それぞれあると思うんですが、反対、賛成。

まず、本案に反対の発言を許します。13番藤巻博史君。

13番（藤巻博史君）

では、決算に反対の立場で討論をさせていただきます。

租税には3つの機能があります。公共サービスの費用の調達、さらには市場経済の下で困難なサービスの提供のための費用の調達のためでございます。さらに、所得の再分配、福祉国家の理念の下で持てる者から持たざる者に富を再分配するということ。そして3つ目として、景気の調整機能でございます。

自由主義経済体制において、景気の循環は不可避のものとされておりますが、景気の過熱期には増税を行うことにより、剰余金を減らし投資の抑制を図る。逆に、後退期には減税を行うことにより、剰余金を増やして投資の活性化を図るということでございます。その中で、今回の大和町の決算の中で、その機能ということで疑問を持つところでございます。

毎回取り上げております。商工振興費約1億2,526万8,000円。その中でいわゆる企業立地奨励関係で4,362万9,000円と、商工費の中で34.9%を占めております。社名は挙げませんが、その中には1社で3,659万円というところもございます。

期待するのは雇用の創出、そして工業の振興ということでございます。この期待だけで、多額の税金を投入するというのは無理でございます。名前を聞けば、名だたる企業への助成よりも地元優先をと申し上げたいと思います。撤退する企業も過去には

ございました。そういう意味での企業の進出、撤退への効果にも疑問を持つものです。

さらには、税金が入ってくるという見込みもあるということは承知しております。しかし、いわば体力があるであろう方々へのそういう制度というものは、やはり決算全体の中で、いろいろ見直している中でいかなものかということでございます。

さらに、これについては政府による誘導、さらに類似の条例はほかの自治体にもあり、これについてはこの政策そのものへの疑問もございます。ほかの町でも同様の制度があり、もしないのであれば不利というのもあります。しかし、やはり税金の集め方、使い方ということで疑問があるので、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。12番門間浩宇君。

1 2 番 （門間浩宇君）

私は、認定第1号 令和元年度大和町一般会計歳入歳出決算認定に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

令和元年度予算の運営方針は、我が町の人口は2万8,000人台で推移し、子育て世帯の増加など住民構成が大きく変化する中で様々な地域課題を主体的に捉え、大和町第4次総合計画に基づくまちづくりを目指した予算計上がなされ、適正かつ効率的に執行されたと認めるものであります。

予算の執行に当たっては、住民の皆さん、そして我々議員から広く意見を聞く中、適切に対処され妥当な決算を示されたことに対し、敬意を表するものであります。

令和元年度一般会計の歳入決算額は139億4,919万8,000円、歳出決算額は125億9,346万5,000円で、歳入歳出差引額は13億5,573万3,000円で、実質収支においても5億2,713万4,000円と黒字決算を確保しており、そのうち2億7,000万円を基金に繰り入れております。

予算現額に対する執行率は85.85%で、これは災害復旧事業など各種事業において繰越明許費等15億9,918万3,000円が次年度へ繰り越されるもので、それぞれの事情によりやむを得ないとのことであり、また不用額が4億7,688万8,000円となっておりますが、事業の未執行はないとのことであります。

ただし、不用額については、昨年度より2倍を超える額になっており、補正措置等に十分考慮し、有効な予算活用をすべきであります。

本町の財政運営は、進出企業の業績に大きく左右されることもあり、町税収入は対前年度比14.92%減の57億3,860万3,000円となりました。これは、グローバル化した世界経済のあおりを受け、法人等の業績を反映したものであります。

しかし、引き続き普通交付税の不交付団体となるなど、適切な自主財源の確保がなされ、宮城の中核都市、大和の基礎づくりを着実に進められたことに対し高く評価をすところであります。

さらなる本町の発展のため、本町のメリットを最大限に生かし、行政改革の推進と併せ、長期的な展望による効率・効果的な財政運営と財源の安定確保に積極的に取り組まれ、住民と協働し、町民福祉の向上と活力あるまちづくりが推進されることを期待し、令和元年度大和町一般会計歳入歳出決算認定に賛同をするものであります。

終わります。

議 長 (高平聡雄君)

次に、10番渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)

私は、本案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

令和元年度の一般会計における歳入決算額は139億4,910万円、そのうち自主財源となる町税は、法人町民税が大幅な減収となったものの57億3,860万円を確保しています。

依存財源である地方交付税については、普通交付税が前年度に引き続き不交付となりましたが、台風19号に伴う災害復旧事業費が考慮されたこと、復興特区の減免実績に伴う東日本大震災復興特別交付税の増額により、対前年度対比111.6%増の13億3,159万円となったところであります。

そうした中で、行政サービス及び住民福祉の向上をはじめ、各種事業遂行のための歳出決算額については、不要な歳出の削減、節約に努めた結果、125億9,346万円となり、歳入歳出の差引額は13億5,573万円であります。

実質収支においても5億2,713万円の黒字決算を確保しており、そのうち次年度への備えとして2億7,000万円を基金に繰り入れるなど、令和元年度の施政方針にのっとり適正に執行されたものと認め評価をいたすところであります。

また、財政健全化法に基づきます健全化判断比率においても、各項目において適正、良好な状態にあることから本町の財政は良好であり、町執行部のこの1年間の努力に

対し、敬意と議会が議決した予算どおり執行されたことに敬意を表し、討論といたします。以上であります。

議長（高平聡雄君）

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第4「認定第2号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第4、認定第2号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第5「認定第3号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第5、認定第3号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することと決定いたしました。

日程第6「認定第4号 令和元年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第6、認定第4号 令和元年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第7「認定第5号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第7、認定第5号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第8「認定第6号 令和元年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第8、認定第6号 令和元年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第9「認定第7号 令和元年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の
認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第9、認定第7号 令和元年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第10「認定第8号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第10、認定第8号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第11「認定第9号 令和元年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第11、認定第9号 令和元年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第12「認定第10号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第12、認定第10号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第13「認定第11号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第13、認定第11号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第14「認定第12号 令和元年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の
認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第14、認定第12号 令和元年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第15「議案第76号 大和町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第15、議案第76号 大和町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千坂俊範君。

総務課長（千坂俊範君）

それでは、9月15日提出議案書をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

議案第76号 大和町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、改正後のように条例附則に2項を加える内容でございます。

16項につきましては、町長の給料につきまして、令和2年10月分及び11月分につきまして、100分の20を減じる内容でございます。

17項につきましては、副町長及び教育長の給与につきまして、令和2年10月分について100分の20を減じる内容でございます。

こちらの減額の内容につきましては、先ほど全員協議会で説明させていただきましたとおりでございまして、職員の懲戒処分に係る監督責任として減額する内容でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

契約について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第16、議案第77号 令和2年度舗装改良工事（町道小鶴沢線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、よろしくお願ひいたします。

議案書2ページをお願ひいたします。

議案第77号 令和2年度舗装改良工事（町道小鶴沢線）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願ひするものでございます。

記としまして、1の契約の目的につきましては、令和2年度舗装改良工事(町道小鶴沢線)でございます。

2、契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3、契約の金額につきましては、6,600万円でございます。うち、消費税が600万円でございます。

4、契約の相手方につきましては、仙台市泉区松森字西沢13番1号、東亜道路工業株式会社宮城支店でございます。

それでは、別冊の議案第77号関係資料のご準備をお願ひいたします。こちらの資料につきまして、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1ページをお開き願ひします。

初めに、入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格としましては、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。（2）令和元年、2年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であることとしており、①入札公告から入札の日までに宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。②建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。③工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。④宮城県内に本社または営業所等を有すること。⑤大和町入札参加資格承認時点において、舗装工事の格付けA級以上、

総合評定値Pが1,000点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

(1) ダイレクト型一般競争入札とする。

(2) 入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。

(3) この入札による参加資格申請者で有資格と判定された者の数が一緒の場合でも、入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3の入札参加者でございます。

募集の結果、2社に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4、入札の結果でございます。

(1) 入札調書でございます。

令和2年8月26日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は6,252万円。低入札調査基準価格は、5,313万7,000円となっております。

(2) この結果を受けまして、令和2年9月1日に仮契約の締結を行ったものでございます。

2ページをお開き願います。

契約の内容でございます。

請負代金額は6,600万円で、消費税を除いた金額は6,000万円でございます。

契約相手方は、仙台市泉区松森字西沢13番1号、東亜道路工業株式会社宮城支店でございます。

次に、事業の概要でございます。

1、施工場所につきましては、大和町鶴巣小鶴沢地内。

2、完成工期は、令和3年2月26日を予定しております。

3、工事概要といたしましては、施工延長Lイコール400メートル、平均幅員Wイコール6.75メートル、以下記載のとおり工事内容となっております。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページと5ページにつきましては、整備計画の平面図でございます。図面のカラーで着色しておる部分が今回の整備をする区間となっております。

6ページは、工事の標準断面図でございます。

以上が、令和2年度舗装改良工事（町道小鶴沢線）請負契約の概要でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りしますが、ちょっと30分過ぎたんですが、このまま進めていいですか。それとも、よろしいですか。

「はい」と呼ぶ者あり

じゃ、このまま進めさせていただきます。

日程第17「議案第78号 令和2年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約
について」

議長（高平聡雄君）

日程第17、議案第78号 令和2年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約についてを
議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、よろしくお願いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第78号 令和2年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第
1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1の契約の目的につきましては、令和2年度橋梁補修工事（悟溪寺
橋）でございます。

2、契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3、契約の金額につきましては、1億2,540万円でございます。うち、消費税が1,140万円でございます。

4、契約の相手方につきましては、仙台市若林区六丁の目元町8-1、東北化工建設株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第78号関係資料のご準備をお願いいたします。

こちらの資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

初めに、入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格としましては、(1)から(2)に記載の項目といたしたものでございます。

2、入札の方法につきましては、(1)から(3)に記載の項目といたしたものでございます。

3、入札の参加者でございます。

募集の結果、東北化工建設株式会社1社に応募いただきました。

4、入札の結果でございます。

(1) 入札調書でございます。

令和2年8月26日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は1億2,564万円、低入札調査基準価格は1億665万8,000円となっております。

(2) この結果を受けまして、令和2年9月1日に仮契約の締結を行ったものでございます。

2ページをお開き願います。

契約の内容でございます。

請負代金額は1億2,540万円で、消費税を除いた金額は1億1,400万円でございます。

契約相手方は、仙台市若林区六丁の目元町8-1、東北化工建設株式会社でございます。

次に、事業の概要でございます。

1、施工場所につきましては、大和町落合地内。

2、完成工期は、令和3年3月31日を予定しております。

3、工事概要につきましては、施工延長Lイコール147.6メートル、平均幅員がWイコール7.05メートル、以下記載のとおり工事内容となっております。

次に、3ページにつきましては施工箇所的位置図でございます。

続きまして、4ページにつきましては補修一般図で、図面カラー着色部分が今回整備をする箇所となっております。図面上段の側面図は、橋梁を下流側から見た図面で、上部工及び下部工の断面修復、ひび割れ補修等を行う区間を記載したものでございます。中段の平面図は、側面図の上空から見た図面でございます。着色部分につきましては、上部工の舗装打換え工及び橋面防水工等を行う区間を記載したものでございます。図面左下に記載しておりますのが、上部工標準断面図でございます。その右側に記載しておりますのが、橋梁補修工の項目一覧表で、補修箇所を赤書きで記載してございます。

以上が、令和2年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により、午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定いたしました。

日程第18「同意第13号 教育委員会委員の任命について」

議長（高平聡雄君）

次に、日程第18、同意第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議案書の4ページを、同意第13号関係の説明資料をご覧いただきたいと
思います。

同意第13号でございます。

教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員会の委員に任命することにつ
いて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の
同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、大内利勝、生年月日、昭和29年8月3日でございます。
別添の資料をご覧いただきたいとします。

大内氏の学歴、職歴、主な役職歴等につきましては、記載のとおりでございます。

推薦の理由といたしまして、現在落合地区からの教育委員菊地委員の任期満了でご
ざいまして、後任の教育委員の任命に当たり、議会の同意をお願いするものでござい
ます。

大内氏は昭和50年に宮城県農業短期大学を卒業後、当時の泉市役所に入庁され、
数々の役職を歴任されております。また、教育にも熱意を持たれ、PTA活動にも積
極的に参加し、吉岡小学校のPTA会長を経験されておられます。よって、本町の教
育行政に大きく貢献していただけるものと期待をし、教育委員として任命しようとす
るものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

皆さんのところに、資料ロックされていますよね。

暫時休憩します。少しお待ちください。

午後4時43分 休 憩

午後4時50分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

これから、同意第13号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に14番堀籠日出子さん、15番馬場久雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

投票箱の異状はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

14番堀籠日出子さん及び15番馬場久雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 17

反 対 0。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第19「委発第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政
の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」

議 長 （高平聡雄君）

日程第19、委発第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務常任委員会委員長、堀籠日出子さん。

総務常任委員会委員長 （堀籠日出子君）

それでは、資料をご覧ください。

委発第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見につきまして、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

提出の理由、新型コロナウイルス感染症につきましては、世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面しており、地域経済に大きな影響を及ぼし、本年度はもとより来年度におきましても、地方税、地方交付税の大幅な減少が懸念されております。地方自治体においては、福祉、医療、介護、教育、子育て支援の充実、雇用対策、地域の防災、減災対策、長期化する感染症対策などに対し喫緊の対応が求められており、そのために必要となる財政需要は増大の一途をたどっております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税及び地方交付税等の一般財源総額の確保及び充実に強く国に対して求めていくことが不可欠でありますので、別紙意見書をご可決賜り、地方自治法第99条の規定に基づき、議長名で衆参両議院議長のほか記載の大臣宛てに提

出をお願いするものであります。

なお、意見書の文面につきましては、記載のとおりでありますので省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句その他の整理を要するものについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ご異議なしと認めます。よって、その整理については議長に委任することに決定いたしました。

日程第20「委員長報告 請願第1号 一級河川吉田川の遊水地建設に関する請願書」

議長（高平聡雄君）

日程第20、委員長報告 請願第1号 一級河川吉田川の遊水地建設に関する請願書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業建設常任委員会委員長、馬場良勝君。

産業建設常任委員会委員長（馬場良勝君）

それでは、産業建設常任委員会に付託されました請願の審査報告を申し上げます。

本委員会は、令和2年5月7日に付託されました請願について審査した結果、別紙のとおり決定いたしましたので会議規則第94条の規定によりご報告申し上げます。

請願受付令和2年4月16日、紹介議員千坂裕春、犬飼克子議員、請願者は大和町落合檜和田下地区行政区長、小野正春氏。大和町吉田川改修促進期成同盟会、瀬戸啓一氏の連名でございます。

件名は、一級河川吉田川の遊水地建設に関する請願でございます。

では、審査の内容を別紙のとおり報告申し上げます。

大和町議会議長、高平聡雄殿。

産業建設常任委員会委員長、馬場良勝。

請願審査報告書。

本委員会は、令和2年5月7日付託された請願について審査の結果、別紙のとおり決定いたしましたので会議規則第94条の規定によりご報告申し上げます。

2ページをご覧ください。

審査経過等については、記載のとおりでございます。

委員会の意見をご報告申し上げます。

令和2年5月7日に付託された本件につきましては、産業建設常任委員会において、請願者と紹介議員から意見を聴取し、慎重に審議をいたしました。

本請願の内容は、今後の国土交通省の河川計画見直し時期には檜和田下地区を遊水地として位置付け、将来的には集落家屋の集団移転の実現を望むものでございます。

請願者から請願の趣旨及び意見を聴取するとともに、吉田川及び身洗川での現地調査、さらには吉田川を直轄する国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所において、現在の吉田川床上浸水対策特別事業の進捗状況や今後の河川整備計画について説明を受けました。

落合檜和田下地区は、国直轄河川吉田川と一級河川身洗川に挟まれたすり鉢地形の低地となっており、戦後75年の間には二十数回にわたり大きな水害に遭遇し、そのたびに農地の冠水はもちろん家屋の床下、床上浸水の恐怖と不安の生活を常に余儀なくされ、平成23年の東日本大震災以降だけでも5回の避難勧告指示を出されている地域でもございます。

本委員会としましては、今回檜和田下地区から提出された請願を慎重に審議した結果、集落の集団移転については今後さらなる検討が必要であるとは考えますが、近年

の気候状況等を勘案すれば地域住民の不安は増すばかりであると考察されます。

また、檜和田下地区住民全戸の署名押印がなされた請願であることから、本委員会としましては請願の趣旨を妥当と認め、採択と判断いたしました。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委員長報告 請願第1号 一級河川吉田川の遊水地建設に関する請願書を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年大和町議会9月定例会議を散会とし、休会します。

大変お疲れさまでした。

午後5時05分 散 会